

提 言 書

「第2期草津市行政経営改革プラン」の策定に向けて

令和6年10月11日

草津市行政経営改革推進委員会

目 次

I 第2期草津市行政経営改革プランの考え方	1
II 改革の基本的な方向性	2
III 第2期草津市行政経営改革プランの推進事項	3
1 公民連携・広域連携の推進	3
2 事務事業の点検・見直し	3
3 人事マネジメント・働き方改革草津市行政経営改革プランで主に目指す成果	3
4 財政マネジメント	3
5 公共施設等マネジメント	4
6 DXの推進	4
IV 改革の着実な推進	5
資料	
・草津市行政経営改革推進委員会 会議経過	6
・草津市行政経営改革推進委員会 委員名簿	7
・草津市附属機関設置条例	8
・草津市附属機関運営規則	9

I 第2期草津市行政経営改革プランの考え方

草津市では、昭和56年以降、数次にわたる行財政運営に関する改革を推進してきた。

特に、平成16年度以降は、行政の内部改革にとどまらず、市民、市民団体、企業等を含めた草津市の活性化と、自立に向けた行政システムの確立を目指し、協働のまちづくりを推進するためのルール・体制の構築などにも取り組まれてきたところである。

こうした取組を通じて、平成26年度に草津市協働のまちづくり条例が施行され、協働のまちづくり推進に係る体制が構築されたことなどを踏まえ、令和3年3月に策定した「草津市行政経営改革プラン(以下「第1期計画」という)」においては、「第6次草津市総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「未来」への責任を果たしていくことを改革理念として、これまでに取り組んできた2つの改革の方向性:「協働のまちづくりの推進」と「自律的な行政経営」を改め、「自律的な行政経営」に特化することとし、主に行政内部の改革に係る取組を進めてきた。なお、「協働のまちづくりの推進」については、全庁的な取組として、「草津市協働のまちづくり推進計画」に基づく施策の実施や「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」による計画の進捗管理を行っている。

第1期計画では、行政経営の課題を解決するための実施計画として、18項目の「改革に向けた実施計画(アクション・プラン)」を設定し、「業務プロセスを進化させる取組」として、公民連携(PPP/PFI)手法の活用や、生成AI等の先端技術の活用による業務改善などを進めるとともに、「経営資源をよりよい状態で引き継ぐ取組」として、職員の働き方改革や、健全な財政運営の維持、公共施設等の総合的な管理や運営の効率化などを進め、各種行政経営改革の推進を図ることができたと考えている。一方で、社会経済情勢の変化や、新たな課題が生じたことなどを踏まえ、これまでの成果を後退させることなく、引き続き、取組を進めていく必要がある。

今後、行政を取り巻く環境は、高齢化の進展や人口減少を背景に一段と厳しさを増すことが想定される中、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するためには、引き続き、各種行政経営改革に係る取組を推進し、限りある経営資源(人・物・資金・情報・時間)を有効に活用することにより、時代の変化に対応した最適な行政サービスを継続的に提供していくことが重要である。

このような背景を踏まえ、「第2期草津市行政経営改革プラン」(以下「本計画」という。)では、未来への責任を果たす具体的な行動計画を明らかにするよう提言するものである。

草津市行政経営改革推進委員会

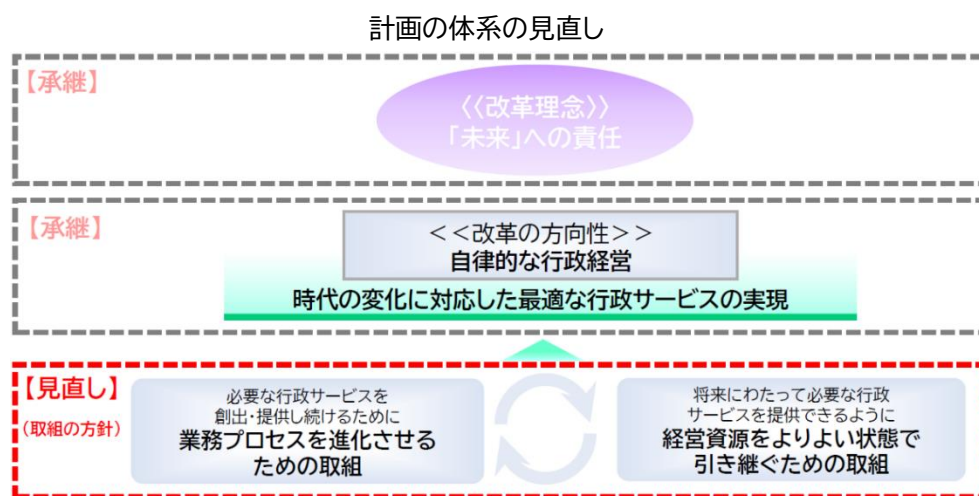
委員長 黒 川 清 登

Ⅱ 改革の基本的な方向性

第1期計画では、中長期的な観点から、「第6次草津市総合計画」におけるまちづくりの基本目標である「未来」への責任を果たしていくことを改革理念として、改革の方向性を「自律的な行政経営」と位置付け、時代の変化を捉え、限りある経営資源を有効に活用し、最適な行政サービスを将来にわたって提供していくことを目指して、各種行政経営改革に係る取組を推進してきた。

こうした考え方は、草津市を取り巻く社会経済情勢の変化等により左右されるものではなく、また、これまでの取組成果等も踏まえ、本計画においても承継すべきである。

一方で、最適な行政サービスの提供を実現し続けていくためには、第1期の計画期間中に生じた社会経済情勢の変化や新たな課題にも対応しながら、更なる行政経営改革の取組を進める必要がある。このことから、第1期計画における取組内容や成果等を踏まえ、取組の方針として位置付けた「業務プロセスを進化させるための取組」と「経営資源をよりよい状態で引き継ぐための取組」については、相互に関連することから、その考え方を踏襲しつつ、統合し、明確に6つのカテゴリーに分類することで、より一層の行政経営改革の推進を図るべきである。



本計画の取組の方針等

取組の方針		
将来にわたって必要な行政サービスを創出・提供し続けるために 経営資源をよりよい状態で引き継ぐための取組		
1 公民連携・広域連携 の推進	2 事務事業の点検・ 見直し	3 人事マネジメント・ 働き方改革
4 財政マネジメント	5 公共施設等 マネジメント	6 DXの推進

Ⅲ 第2期草津市行政経営改革プランの推進事項

1 公民連携・広域連携の推進

PPP／PFI の推進	公共施設等の整備等に当たっては、原則、「草津市PPP／PFI手法導入優先的検討方針」に基づき、PPP／PFI手法の導入を優先して検討すること。また、草津市が所有する大規模空閑地や公共施設跡地等の利活用を検討すること。
広域連携の推進	湖南4市や大津市をはじめとした周辺自治体との広域での実施により効率化等が図れる事業については、連携して取組を進めること。

2 事務事業の点検・見直し

事務事業の整理・合理化	毎年、業務見直し工程表を策定し、進捗管理を行うこと。また、既存事業の廃止・見直しに係る事業費(予算額)の削減を行うこと。
事務事業の点検とBPR手法を活用した業務の見直し	BPR手法を活用した業務の見直しを行い、職員が本来担うべきコア業務に注力できる体制の構築を図ること。また、職員提案制度や国の「地方分権改革における提案募集」制度を活用し、事業等の改善意識の醸成を図ること。

3 人事マネジメント・働き方改革

人材育成・確保の推進と職員の適正配置	人材育成評価制度に基づき、職員の成長と、組織パフォーマンスの向上を図るとともに、定員管理計画に基づく適正な職員数の管理や、適材適所の人員配置を図ること。
職員の意識改革と職場環境の整備	ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現、休暇の取得促進等の取組を行い、職員の能力を最大限発揮できるよう心身の健康づくりに取り組むこと。また、先進事例等の調査・研究を行い、取組の効果や影響などを検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと。

4 財政マネジメント

財政規律ガイドラインに基づく取組の推進	引き続き、財政規律ガイドラインに定める目標の達成に向けた取組を進め、財政規律の確保を図り、健全で持続可能な財政運営を維持すること。
使用料等の適正化と公平性の確保	「市民負担の公平性」および「適正な受益者負担」を維持するため、公共施設や行政サービス等に係る使用料等の全庁的な見直しを実施すること。また、制度改正等に伴い見直しが必要な使用料等については、適宜、適正な見直しを行うこと。

5 公共施設等マネジメント	
公共施設等の総合的な管理	公共施設等(インフラ資産を含む。)の老朽化の状況や、今後の人口や財政状況等の見通しについて把握・分析し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うこと。 また、「草津市ファシリティマネジメント推進基本方針」等に基づき、市有建築物の計画的な点検・劣化度調査や保全計画に基づく長寿命化等により、維持管理費等の縮減と平準化を図ること。
公共施設の運営の効率化	指定管理者制度を適切に運用し、民間事業者等の創意工夫やノウハウを活用することにより、継続的な行政サービスの向上や管理運営の効率化を図ること。 また、草津市指定管理者選定評価委員会において指定管理施設の評価・選定を計画的に実施し、これらの過程で生じた課題等を抽出し、必要な見直しを行うこと。

6 DXの推進	
アナログ規制の点検・見直し	国のマニュアルを踏まえ、草津市におけるアナログ規制の点検・見直しを行い、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ること。
先端技術の活用	草津市に適した先端技術の導入・導入の検証を行うこと。 また、先端技術の活用により生み出された時間や労力を、窓口対応等の相談業務や、現場における施策の実施、政策的判断を伴う付加価値の高い業務等に振り向け、市民サービスの向上や行政運営の効率化を図ること。

IV 改革の着実な推進

改革の実効性を担保するため、草津市は、第1期計画に引き続き、個別の推進事項について、改革に向けた実施計画(アクション・プラン)として定め、具体的な取組や取組期間を明示した上で進めていくことが必要である。

また、実施計画(アクション・プラン)の進捗状況については、当委員会において点検、検証を行い、毎年作成する工程表に反映の上、本計画に掲げた成果の達成に向け、取組を改善・実行されたい。

今後、本提言を活用し、早期に実効性のある改革が行われることを期待する。

草津市行政経営改革推進委員会 会議経過

令和3年度

	日程	主な議題
第1回	令和3年7月7日(水) 午後1時30分～	・草津市行政経営改革プランの実施計画について ・草津市公共施設等総合管理計画の改訂について
第2回	令和3年10月14日(木) 午後3時00分～	・草津市公共施設等総合管理計画の改訂案について ・業務改善推進チームの中間活動報告について ・働きがい向上検討チームについて

令和4年度

	日程	主な議題
第1回	令和4年7月12日(火) 午後3時05分～	・草津市行政経営改革プランの実施計画について ・第2期草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)の策定について
第2回	令和4年9月1日(木) 午後1時30分～	・(仮称)草津市 PPP/PFI優先的検討規程の策定について ・大規模事業の実施状況の確認について(事前説明)
第3回	令和4年10月4日(火) 午後1時30分～	・第2期草津市財政規律ガイドライン(財政運営指針)の策定について ・大規模事業の実施状況の確認について
第4回	令和5年2月17日(金) 午前10時00分～	・草津市 PPP/PFI手法導入優先的検討方針の策定について ・大規模事業の実施状況の確認について ・使用料・手数料等の見直しについて

令和5年度

	日程	主な議題
第1回	令和5年7月11日(火) 午後1時30分～	・草津市行政経営改革プランの実施計画について
第2回	令和6年2月29日(木) 午後1時30分～	・文章生成AIの導入について ・職員提案制度の見直しについて

令和6年度(令和6年10月11日時点)

	日程	主な議題
第1回	令和6年6月13日(木) 午後3時30分～	・第2期草津市行政経営改革プランの策定について ・「おくやみ窓口」の開設について
第2回	令和6年8月8日(木) 午後1時30分～	・草津市行政経営改革プラン実施計画(アクション・プラン)公開ヒアリング ・第2期草津市行政経営改革プランの策定等について
第3回	令和6年10月11日(金) 午前10時00分～	・第2期草津市行政経営改革プラン(案)の策定について ・指定管理者制度における賃金スライド制度の導入について

草津市行政経営改革推進委員会 委員名簿

区 分	氏 名	所属等
第1号委員 (学識経験を有する者)	くろかわ きよと 黒川 清登	立命館大学経済学部特任教授
	なじま かずひさ 南島 和久	龍谷大学政策学部教授
	なか むつみ 中 睦	中法律事務所
	いのうえ けんじ 井上 研司	井上公認会計士事務所
第2号委員 (地縁団体から選出された者)	やまもと きよはる 山本 清治	老上学区まちづくり協議会会長
第3号委員 (市民公益活動団体から選出された者)	いとう ゆり 伊藤 有理	くさつ☆パールプロジェクトチーム
	なかにし けんた 中西 健太	公益社団法人 草津青年会議所
第4号委員 (市内の事業者から選出された者)	やまもと よしみ 山本 善美	草津商工会議所
第5号委員 (市長が必要と認める者)	まつもと はると 松本 陽人	公募委員
	きむら たかふみ 木村 隆文	公募委員

(令和6年10月11日時点)

○草津市附属機関設置条例(関係箇所抜粋版)

平成25年3月29日

条例第3号

改正 平成25年6月30日条例第23号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1および別表第2の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年6月30日条例第23号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

別表第1(第2条第1項、第3条第1項関係)

名称	担任事務	定数
草津市行政経営改革推進委員会	行政経営改革に関する計画の策定および行政経営改革の推進に関し必要な事項についての調査審議に関する事務	10人以内

○草津市附属機関運営規則(関係箇所抜粋版)

平成25年4月1日

規則第35号

改正 平成25年7月1日規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第1に掲げる市長の附属機関(別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(分科会等)

第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担当事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市一般職員懲戒審査委員会規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、これを廃止する。

(1) 草津市一般職員懲戒審査委員会規則(昭和57年草津市規則第29号)

(2) 草津市一般職員分限審査委員会規則(平成23年草津市規則第32号)

(任期の特例)

3 第3条第1項本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から市長が別に定める日までとする。

付 則(平成25年7月1日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

別表第1(第2条、第10条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市行政経営改革 推進委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) 地縁団体から選出された者 (3) 市民公益活動団体から選出された者 (4) 市内の事業者から選出された者 (5) その他市長が必要と認める者	総合政策部 経営戦略課